

江東区労連第37回秋の学習と交流のつどい

江東からひとりぼっちの労働者をなくそう！ 『働き方改革』法…どう職場でとりくむか

新36協定とは何か？
過半数労働者の選出って？
有給休暇 会社が強制できるの？
組合は一人でも入れる？

日時…11月29日(金)18:30開会
会場…カメラアプラザ5F

江東区亀戸文化センター第1研修室

〈江東区亀戸 2-19-1〉

〈交通〉 JR亀戸駅北口から徒歩 2分
都バス 亀戸駅前徒歩 2分
都バス 亀戸駅通り徒歩 5分

プログラム

■職場で「36協定」をどう締結しているか（依頼中含む）
江東区職労・東伸社労組・癌研労組・地域労組こうとう

■記念講演・・・

「働き方改革法…どう職場でとりくむか」

お話 **梅田 和尊** さん(弁護士)

(旬報法律事務所、日本労働弁護団、郵政20条裁判など、労働事件に多数とりくむ、東京都労働相談情報センター民間相談員など)

★昨年、「働き方改革法」が成立しました。問題点大ありの法律ですが、とりくみ方によっては職場で「生かせる」内容もあります。新36協定、罰則付きの上限規定が設けられ中小企業では2020年4月施行です。過半数組合がない職場で、どのように36協定を締結するか？労働者代表選挙はどうすればよいのか、有給休暇の強制取得はどう対応すればよいのか等々学びます。

主催：江東区労働組合総連合

(共催：東京都労働相談情報センター亀戸事務所)

江東区扇橋1-12-20 江東教育会館 TEL5606-5285